

東温市医療的ケア児保育支援事業ガイドライン

令和 7 年 4 月

東温市

目次

I 基本的事項	3
1 ガイドラインの目的	3
2 対象児の要件	3
3 医療的ケアの内容	3
4 受入れ体制	3
5 東温市障がい児及び医療的ケア児保育支援協議会の設置	3
II 医療的ケア児の入所までの手続き（4月入所の場合）	4
1 入所相談・施設見学（随時）	4
2 主治医意見書作成	4
3 入所申込・医療的ケア実施申込（11月上旬～12月初旬）	4
4 東温市障がい児及び医療的ケア児保育支援協議会の開催（12月中旬～1月下旬）	5
5 入所審査（2月上旬）	4
6 訪問看護事業所への医療的ケア実施の依頼（2月下旬～3月下旬）	4
7 主治医とのカンファレンス（2月下旬～3月中旬）	5
8 主治医指示書作成（2月下旬～3月中旬）	5
9 訪問看護事業所との協議・保護者説明（2月下旬～3月中旬）	5
10 医療的ケアの実施及び入所決定（2月下旬）	5
11 承諾書兼同意書の作成・提出（3月中旬）	5
12 医療的ケアに必要な物品等の提供（必要な場合のみ）	5
入所相談から入所決定までの流れ（フロー図）	7
III 医療的ケア児の入所後における医療的ケアの内容変更・利用の取消しについて	7
1 入所後における医療的ケアの内容変更	7
2 利用の取消しについて	7
IV 保育所での受入れについて	7
1 医療的ケアの実施者について	7
2 医療的ケアの安全実施体制について	7
3 緊急時の対応	8
4 職員の研修	8
V 保護者の了承事項	8
1 医療的ケアについて	8
2 体調管理及び保育の利用中止等	8
3 緊急時及び災害時の対応等	9
4 情報の共有等	9
5 その他	9
VI 医療的ケアの実施申込・医療的ケアの変更等に使用する主な様式	9

I 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、医療的ケア児）という。）を東温市内の保育所で受け入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所の利用を推進していくことを目的としています。

2 対象児の要件

対象児は以下の全ての要件を満たす必要があります。

- （１）東温市に住所を有すること
- （２）原則、入所年度の４月１日時点で満３歳以上であること。ただし、子どもの健康状態等により満３歳未満児でも入所可能な場合があります。
- （３）保育所における集団生活を実施することが適切であると主治医に認められること。
- （４）東温市障がい児及び医療的ケア児保育支援協議会において、保育所における集団生活を実施することが適切であると認められること。
- （５）保護者の就労等の理由により、保育所における保育の必要性が認められること。

3 医療的ケアの内容

主治医の指示書に基づき、保育所における医療的ケアの実施に関する業務を、保育所に配置された看護師等による方法又は訪問看護事業所から訪問看護師等を保育所に派遣する方法により医療的ケアを実施します。

医療的ケアの内容は以下の内、上記による方法で対応することが可能なものとします。

- （１）かくたん吸引（口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の吸引に限る。）
- （２）経管栄養（経鼻、胃ろう又は腸ろうによるものに限る。）
- （３）導尿
- （４）呼吸管理（酸素吸入等の軽度なものに限る。）
- （５）インスリン投与

4 受入れ体制

- （１）医療的ケアを実施する保育所は、東温市立南吉井保育所とします。なお、当該児童の健康状態、人員体制等により、受入れできない場合があります。
- （２）保育所で医療的ケアを実施できる時間は原則、以下のとおりです。
祝日等の休所日を除く、月～金曜日の８時３０分から１６時３０分
- （３）訪問看護事業所から訪問看護師等を保育所に派遣する方法による医療的ケアを実施できる回数は、１日５回程度までとします。

5 東温市障がい児及び医療的ケア児保育支援協議会の設置

当該医療的ケア児が保育所へ入所するにあたり、主治医の意見書や保護者からの申請内容を総合的に勘案し、集団生活及び保育所入所が可能であるか判断するため、下記の委員で構成した協議会を設置します。

- ① 医師
- ② 訪問看護師
- ③ 医療的ケア児コーディネーター
- ④ 保育所長

Ⅱ 医療的ケア児の入所までの手続き（４月入所の場合）

１ 入所相談・施設見学（随時）

①保護者は保育幼稚園課に医療的ケアの実施について相談します。なお、可能な限り、相談前に主治医や利用中の訪問看護事業所に保育所への入所について相談してください。

※ 家庭での生活の状況や医療的ケアの内容、利用を希望する訪問看護事業所等について聞き取りを行います。また、必要に応じて、保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。

②保育幼稚園課から、本ガイドラインに基づいて、手続きの方法や実施可能な医療的ケアの内容等について説明します。

③原則、保護者が児童と一緒に保育所を見学します。必要に応じて、保育幼稚園課職員が同行します。

④保育所長や看護師は、児童の状況や実施する医療的ケアの内容を確認します。

２ 主治医意見書作成

保護者は、医療的ケアの実施申込の前に、医療的ケア児が集団生活の可否について主治医に相談し、「主治医意見書」の作成を依頼します。

※ 主治医による文書作成に係る経費は、保護者の負担とします。

※ 主治医が複数名いる場合、主たる主治医１名に作成を依頼します。

３ 入所申込・医療的ケア実施申込（１１月上旬～１２月初旬）

保護者は、保育の利用申込を行う際、通常必要とされる書類に加えて、下記の書類を提出します。提出された書類の内容については、保育幼稚園課職員等の関係機関が確認します。また、保護者同意の上、看護師の派遣を希望する訪問看護事業所にも内容を共有し、実施の可否について内諾を得ます。

①医療的ケア実施申込書

②主治医意見書 ※Ⅱ－２で作成したもの

③児童の調査票

④確認書兼同意書

４ 東温市障がい児及び医療的ケア児保育支援協議会の開催（１２月中旬～１月下旬）

協議会を開催し、入所申込のあった医療的ケア児について、Ⅱ－３で提出された書類の内容をもとに、主に以下の点について検討します。

①保育所での集団生活及び保育所入所の可否

②利用する訪問看護事業所

③保育内容及び留意事項

５ 入所審査（２月上旬）

協議会で保育施設での集団生活及び保育所入所が可能と判断された場合、入所判定会にて入所審査を行います。

６ 訪問看護事業所への医療的ケア実施の依頼（２月中旬～３月下旬）

保育幼稚園課は、協議会で決定した訪問看護事業所に対して、看護師の派遣による医療的ケアの実施を改めて依頼します。

7 主治医とのカンファレンス（2月下旬～3月中旬）

保育幼稚園課は、医療的ケアの実施にあたって、保護者を通じて主治医と連絡を取り、保育所での生活に必要な医療的ケアの内容等について、主治医、保護者、保育所長、訪問看護師等を交えて協議します。

8 主治医指示書作成（2月下旬～3月中旬）

保護者は、主治医に「医療的ケア実施に関する指示書」の作成を依頼し、保育幼稚園課に提出します。

※ 原則として様式をご利用ください。なお、主治医の判断で、その他の様式で提出いただいても構いません。

※ 主治医による文書作成にかかる経費は、保護者負担とします。

9 訪問看護事業所との協議・保護者説明（2月下旬～3月中旬）

保育幼稚園課は提出された指示書の内容を、訪問看護事業所及び保育所と共有するとともに、医療的ケアに関し、訪問看護事業所と業務委託を締結します。訪問看護事業所は、主治医の指示書をもとに、「医療的ケア児支援事業実施計画書」を作成し、保護者及び保育所に説明した上で、保育幼稚園課に提出します。

10 医療的ケアの実施及び入所決定（2月下旬）

関係機関等との協議を踏まえ、医療的ケアの実施及び保育所への入所が決定した場合は、保育幼稚園課から、保護者に「医療的ケア審査結果通知書」及び「保育所入所承諾書」を送付します。

※ 入所保留の場合は、保育幼稚園課から保護者に「保留通知」を送付します。

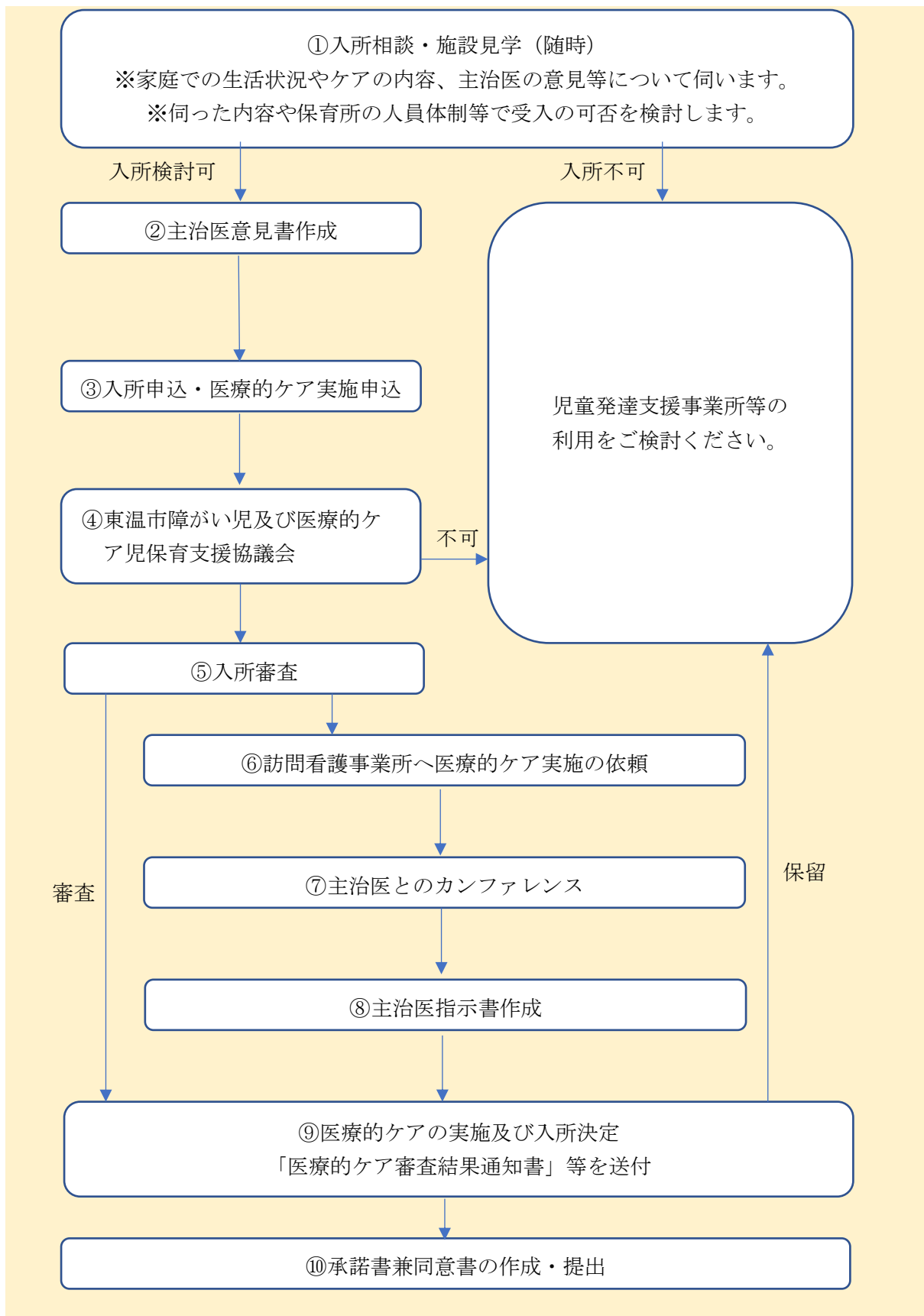
11 承諾書兼同意書の作成・提出（3月中旬）

保護者はⅡ－10の通知を受け、「医療的ケア実施承諾書兼同意書」を作成し、保育幼稚園課に提出します。

12 医療的ケアに必要な物品等の提供（必要な場合のみ）

保護者は必要に応じて、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育所へ提供します。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ってください。

○入所相談から入所決定までの流れ（フロー図）



Ⅲ 医療的ケア児の入所後における医療的ケアの内容変更・利用の取消しについて

1 入所後における医療的ケアの内容変更

- ① 入所後において、医療的ケアの内容に変更があった場合、保護者は速やかに主治医に「医療的ケア実施に関する指示書」の作成を依頼し、「医療的ケア内容変更届出書」とともに、保育幼稚園課に提出します。
- ② 保育幼稚園課は指示書、変更届出書、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について、関係機関に意見を求めます。
- ③ 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施可能な場合は継続して児童への保育及び医療的ケアを実施します。
- ④ 医療的ケアの必要が無いと判断される場合は、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更の上、関係機関に報告します。

2 利用の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、原則、医療的ケアの利用を取り消します。

- ① I－2に規定する対象児の要件を満たさなくなったとき
- ② I－3に規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になったとき
- ③ 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき
- ④ 医療機関に入院し、又は児童養護施設等に入所したとき
- ⑤ 登所しない日が連続して2月以上なかったとき
- ⑥ ①から⑤のほか、事業の利用を不相当と認めたとき

Ⅳ 保育所での受入れについて

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは原則、訪問看護事業所から派遣された看護師等（以下、この章において「訪問看護師」とする。）又は、保育所に配置された看護師、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた保育士が行うものとします。

2 医療的ケアの安全実施体制について

① 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケア申込に関わる主治医意見書」、「医療的ケアを受ける児童の調査票」の内容を確認し、主治医の指示書に基づき、保育を実施します。

医療的ケア児に関する情報は、保育所長、保育士、訪問看護師等の間で共有します。また、保育所での医療的ケアの実施にあたり、東温市は、医療的ケアを安全安心に実施できる体制を整備します。

② 保育所等の役割

- (i) 児童が安全に医療的ケアを受けながら、集団生活の中で快適に過ごせるように、保育所長、保育士、訪問看護師等が連携・協働します。
- (ii) 保育所は、訪問看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、保育所での生活の状況を保護者に報告します。
- (iii) 委託を受けた訪問看護事業所は、保育所及び保護者と連携して児童の健康状態を把握します。また、主治医の指示書に基づき「医療的ケア児支援事業実施計画書」及び「緊急時対応マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士等と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。必要に応じて、医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告します。また、1ヶ月ごとに実施した医療的ケアの内容や実施時間について、「医療的ケア児支援事業実

施報告書」を作成し、東温市へ提出します。

③ 衛生管理

(i) 感染防止が保てるよう保育所の環境整備に努めます。

(ii) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理します。

④ 記録管理

医療的ケア児に関する記録は、保育所にて必要期間保管します。

3 緊急時の対応

① 保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施します。

② 緊急時の対応は、保育所で定めている緊急時対応マニュアル等、事故・災害発生時の対応の流れに沿って対応します。

③ 保育所は、緊急時の対応について事前に保護者へ十分に説明し、同意を得ます。

④ 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所からの連絡により、利用時間の途中でであっても保護者等が児童の引き取りを行います。

4 職員の研修

子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

V 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承いただきます。

1 医療的ケアについて

あらかじめ主治医を受診し、保育所における集団生活の可否等を記載した「主治医意見書」及び保育所において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「医療的ケア実施に関する指示書」を提出する必要があります。また、保育所は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、保育所の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。

2 体調管理及び保育の利用中止等

① 止むを得ない事情により医療行為を行う訪問看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあります。

② 登所前に健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育の利用は控えてください。

③ 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中でであっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすることがあります。

④ 集団生活の場では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合があります。

⑤ 保育所が必要と認める時には主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者が負担します。

- ⑥ 保育所が必要と認める時には、遠足等の園外活動を行う際に、保護者に同行を求める場合があります。

3 緊急時及び災害時の対応等

- ① 児童の症状急変等、緊急事態と保育所が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に救急車を要請し、受診または治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担となります。
- ② 恒常的に服薬の必要がある児童については、災害時等に保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬を登所時に持参してください。

4 情報の共有等

- ① 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有します。
- ② 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団生活を実施する上で必要な事項は、他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

5 その他

1～4のほか、保育所との間で取り決めた事項を順守してください。

VI 医療的ケアの実施申込・医療的ケアの変更等に使用する主な様式

- 1 医療的ケア実施申込書
- 2 主治医意見書
- 3 児童の調査票
- 4 確認書兼同意書
- 5 医療的ケア審査結果通知書
- 6 医療的ケア実施承諾書兼同意書
- 7 医療的ケア内容変更届出書
- 8 医療的ケア児支援事業実施計画書
- 9 (参考様式) 医療的ケア実施に関する指示書 ※主治医の指定する様式でも可